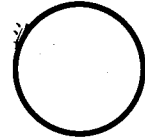
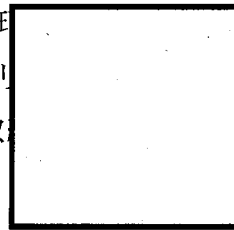


NDC社発20-326号

2020年9月28日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂市 1622番地12
ニュークリア・エナジー・システムズ株式会社
取



核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、別紙のとおり保安規定の変更認可の申請をします。

(別 紙)

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	ニュークリア・デベロップメント株式会社
住 所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
代表者の氏名	取締役社長 南雲 浩行
事業所の名称	ニュークリア・デベロップメント株式会社
事業所の住所	〒319-1111 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12

2. 変更の内容

燃料ホットラボ施設核燃料物質使用施設等保安規定の一部を、別添の新旧対照表のとおり変更する。

3. 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、及び同法を実施するため、令和2年3月17日付けで核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正が行われるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから、燃料ホットラボ施設核燃料物質使用施設等保安規定の関連条文の変更並びに新規条文を追加するため。

(2) 組織名称の一部変更

保安及び保安品質保証に関する組織のうち安全管理室の名称が、令和2年9月1日付けで安全管理部に変更になったため。

(3) 教育訓練の継続的な改善

保安教育訓練の実施結果を踏まえて、必要な事項を次年度の計画に反映し保安教育訓練の継続的な改善を図ることを追加するため。

(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく措置の追加

原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加するとともに、同法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を保安規定に基

づき行う訓練と併せて実施する旨を追加するため。

(5) ALARAの精神を追加

放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ICRP勧告で示された放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加するため。

(6) 記載の適正化

その他記載の適正化を図るため。

4. 施行日

変更後の保安規定については、原子力規制委員会による認可日以降、社長が定める日から施行する。

核燃料物質使用施設等保安規定
変更認可申請書

新旧対照表

2020年9月28日

ニュークリア・デベロップメント(株)

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前		変 更 後		理 由	
目 次		目 次			
第1章 総 則	1	第1章 総 則	1		
第1条 目 的	1	第1条 目 的	1		
第2条 適用範囲	1	第2条 適用範囲	1		
第3条 規定の遵守	1	第3条 規定の遵守	1		
第3条の2 安全文化の醸成	1	第3条の2 安全文化の醸成	1		
第2章 保安及び保安品質保証に関する組織	1	第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織	1	(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	
第4条 保安及び保安品質保証に関する組織	1	第4条 保安及び保安品質マネジメントに関する組織	1		
第5条 職 務	2	第5条 職 務	2		
第6条 核燃料取扱主務者の選任	3	第6条 核燃料取扱主務者の選任	2		
第7条 核燃料取扱主務者の職務	3	第7条 核燃料取扱主務者の職務	3		
第8条 意見の尊重	3	第8条 意見の尊重	3		
第8条の2 保安品質保証責任者の選任	3	第8条の2 保安品質保証責任者の選任	3		
第8条の3 保安品質保証責任者の職務	3	第8条の3 保安品質保証責任者の職務	3		
第8条の4 保安品質保証委員会	4	第8条の4 保安品質保証委員会	3		
第9条 放射線安全委員会	4	第9条 放射線安全委員会	3		
第9条の2 内部保安品質保証監査組織	4	第9条の2 内部保安品質保証監査組織	4		
第2章の2 保安品質保証	4	第2章の2 保安品質マネジメント計画	4		(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
第9条の3 保安品質保証計画の策定	4	第9条の3 保安品質マネジメント計画	4		
第9条の4 保安品質保証活動の実施	5				
第9条の5 保安品質保証活動の評価	5				
第9条の6 保安品質保証計画の継続的な改善	5				
第9条の7 文書及び記録	5				
第3章 保安教育	5	第3章 保安教育	20		
第10条 保安教育の実施方針	5	第10条 保安教育の実施方針	20		
第11条 教育訓練	6	第11条 教育訓練	20		
第12条 その他の放射線作業従事者への教育訓練	6	第12条 その他の放射線作業従事者への教育訓練	21		
第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作	6	第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作	21		
第13条 要員の配置	6	第13条 要員の配置	21		
第14条 核燃料物質の取扱計画及び報告	6	第14条 核燃料物質の取扱計画及び報告	21		
第15条 機器操作に係る下部規定等	6	第15条 機器操作に係る下部規定等	21		
第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備	7	第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備	21		
第17条 臨界管理	7	第17条 臨界管理	21		
第18条 核燃料物質の使用	7	第18条 核燃料物質の使用	22		

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			理 由
第 19 条	使用の表示	7	第 19 条	使用の表示	2 2	
第 20 条	(削除)	7	第 20 条	(削除)	2 2	
第 21 条	設備・機器の操作	8	第 21 条	設備・機器の操作	2 2	
第 22 条	安全装置の作動条件	8	第 22 条	安全装置の作動条件	2 2	
第 23 条	警報設備の管理	8	第 23 条	警報設備の管理	2 3	
第 24 条	非正常作業	8	第 24 条	非正常作業	2 3	
第 25 条	異常時の措置	8	第 25 条	異常時の措置	2 3	
第 5 章	放射線管理	9	第 5 章	放射線管理	2 3	
第 26 条	管理区域	9	第 26 条	管理区域	2 3	
第 27 条	一時管理区域	9	第 27 条	一時管理区域	2 3	
第 28 条	管理区域における特別措置	9	第 28 条	管理区域における特別措置	2 4	
第 29 条	飲食及び喫煙の禁止	9	第 29 条	飲食及び喫煙の禁止	2 4	
第 30 条	周辺監視区域	9	第 30 条	周辺監視区域	2 4	
第 31 条	管理上の人の区分	10	第 31 条	管理上の人の区分	2 4	
第 32 条	管理区域の出入り管理	10	第 32 条	管理区域の出入り管理	2 5	
第 33 条	管理区域外への物品の持出	10	第 33 条	管理区域外への物品の持出	2 5	
第 34 条	作業に伴う放射線管理	10	第 34 条	作業に伴う放射線管理	2 5	
第 34 条の 2	仕掛品の措置	11	第 34 条の 2	仕掛品の措置	2 5	
第 35 条	緊急作業上の被ばく管理	11	第 35 条	緊急作業上の被ばく管理	2 6	
第 36 条	(削除)	11	第 36 条	(削除)	2 6	
第 6 章	放射線測定	12	第 6 章	放射線測定	2 6	
第 37 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	12	第 37 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	2 6	
第 38 条	床、壁等の除染	12	第 38 条	床、壁等の除染	2 7	
第 39 条	線量の評価	12	第 39 条	線量の評価	2 7	
第 40 条	放射線測定器の管理	13	第 40 条	放射線測定器の管理	2 7	
第 7 章	保守管理	13	第 7 章	施設管理	2 8	(1) 原子力規制に おける検査制 度の見直しに 伴う変更
第 41 条	施設の巡視、点検	13	第 4 1 条	施設管理計画	2 8	
			第 4 1 条の 2	施設管理方針及び施設管理目標の策定	2 8	
			第 4 1 条の 3	施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定	2 8	
			第 4 1 条の 4	施設管理実施計画等の策定	2 8	
第 42 条	定期的な自主検査	13	第 4 2 条	保全活動の実施	2 9	
			第 4 2 条の 2	施設の巡視、点検	2 9	
			第 4 2 条の 3	定期的な自主検査	2 9	
			第 4 2 条の 4	修理及び改造	2 9	
			第 4 2 条の 5	保全活動の有効性評価	3 0	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前		変 更 後		理 由	
第 43 条	修理及び改造	1.3	第 4 3 条 使用前検査の計画	3.0	(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
			第 4 3 条の 2 使用前検査の実施	3.1	
第 8 章	核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬	1.4	第 8 章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬	3.1	
第 44 条	核燃料物質の受渡し管理	1.4	第 4 4 条 核燃料物質の受渡し管理	3.1	
第 45 条	核燃料物質の貯蔵	1.4	第 4 5 条 核燃料物質の貯蔵	3.1	
第 46 条	周辺監視区域内に係る運搬	1.4	第 4 6 条 周辺監視区域内に係る運搬	3.1	
第 47 条	周辺監視区域外に係る運搬	1.4	第 4 7 条 周辺監視区域外に係る運搬	3.2	
第 9 章	放射性廃棄物の管理	1.5	第 9 章 放射性廃棄物の管理	3.2	
第 48 条	放射性気体廃棄物の廃棄	1.5	第 4 8 条 放射性気体廃棄物の廃棄	3.2	
第 49 条	放射性液体廃棄物の廃棄	1.5	第 4 9 条 放射性液体廃棄物の廃棄	3.2	
第 50 条	放射性固体廃棄物の廃棄	1.5	第 5 0 条 放射性固体廃棄物の廃棄	3.3	
第 51 条	(削除)	1.5	第 5 1 条 (削除)	3.3	
第 1 0 章	非常時の措置	1.6	第 1 0 章 非常時の措置	3.3	
第 52 条	非常時の組織	1.6	第 5 2 条 非常時の組織	3.3	
第 53 条	非常時要員の確保	1.6	第 5 3 条 非常時要員の確保	3.3	
第 54 条	非常時対応資材の整備	1.6	第 5 4 条 非常時対応資材の整備	3.3	
第 55 条	通報系統	1.6	第 5 5 条 通報系統	3.4	
第 56 条	通報	1.6	第 5 6 条 通報	3.4	
第 57 条	非常事態の発令	1.6	第 5 7 条 非常事態の発令	3.4	
第 58 条	非常事態における活動	1.7	第 5 8 条 非常事態における活動	3.4	
第 59 条	非常事態の解除	1.7	第 5 9 条 非常事態の解除	3.4	
第 60 条	(削除)	1.7	第 6 0 条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	3.4	
第 1 1 章	記録及び報告	1.7	第 1 1 章 記録及び報告	3.4	(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく措置の追加
第 61 条	記録	1.7	第 6 1 条 記録	3.4	
第 62 条	報告	1.7	第 6 2 条 報告	3.5	
附 則		1.9	附 則	3.7	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
別表・別図一覧	別表・別図一覧	別表・別図の変更理由は後掲
別表第1 <u>保安品質保証活動に係る教育</u>	(削除)	
別表第1の2 保安教育	別表第1 保安教育	
別表第2 保安訓練	別表第2 保安訓練	
別表第3 災害の防止上特に管理を必要とする設備	別表第3 災害の防止上特に管理を必要とする設備	
別表第3の2 乾式貯蔵試験設備の取扱い方法及び安全上の措置	別表第3の2 乾式貯蔵試験設備の取扱い方法及び安全上の措置	
別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限	別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限	
別表第5 年間予定使用量	別表第5 年間予定使用量	
別表第6 安全装置の作動条件	別表第6 安全装置の作動条件	
別表第7 警報装置の種類	別表第7 警報装置の種類	
別表第7の2 放射線モニタの警報設定値	別表第7の2 放射線モニタの警報設定値	
別表第8 表面密度の基準	別表第8 表面密度の基準	
別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定	別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定	
別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定	別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定	
別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定	別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定	
別表第12 放射線測定器	別表第12 放射線測定器	
別表第13 <u>巡視点検</u>	(削除)	
別表第14 <u>定期的な自主検査</u>	(削除)	
別表第15 貯蔵施設の最大収納量	別表第13 貯蔵施設の最大収納量	
別表第16 気体廃棄物の放出管理目標値	別表第14 気体廃棄物の放出管理目標値	
別表第17 液体廃棄物の放出管理目標値	別表第15 液体廃棄物の放出管理目標値	
別表第18 核燃料物質の使用等に関する記録	別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録	
別図第1 保安及び保安品質保証に関する組織	別図第1 保安及び保安品質マネジメントに関する組織	
別図第2 燃料ホットラボ施設に係る管理区域	別図第2 燃料ホットラボ施設に係る管理区域	
別図第3 周辺監視区域	別図第3 周辺監視区域	
別図第4 環境線量の測定点	別図第4 環境線量の測定点	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）において、核燃料物質等の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下「<u>NDC</u>」という。）燃料ホットラボ施設（以下「<u>当施設</u>」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 <u>NDC</u>の役員、従業員及び臨時雇員（以下「従業員」という。）は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項以外の者（以下「<u>請負会社従業員等</u>」という。）に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>(安全文化の醸成)</p> <p>第3条の2 社長は、安全文化の醸成を確実にするために、活動方針を策定し、従業員に周知する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第57条第1項の規定に基づき、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）において、核燃料物質等の使用、廃棄及び保管（以下「取扱い」という。）並びに運搬（以下、取扱い及び運搬を「使用等」という。）に係る保安について定め、もってこれらに関する災害を防止することを目的とする。</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本規定は、ニュークリア・デベロップメント株式会社（以下、「<u>当社</u>」という。）燃料ホットラボ施設（以下「<u>当施設</u>」という。）において、保安に係る運用に関して適用する。</p> <p>(規定の遵守)</p> <p>第3条 <u>当社</u>の役員、従業員及び臨時雇員（以下「従業員」という。）は、当施設において核燃料物質等に係わる業務を行う場合は、本規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項以外の者（以下「<u>請負会社従業員等</u>」という。）に当施設において業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>(安全文化の醸成)</p> <p>第3条の2 社長は、安全文化の醸成を確実にするために、活動方針を策定し、従業員に周知する。</p>	<p>(6) 記載の適正化</p> <p>(6) 記載の適正化</p>
<p style="text-align: center;">第2章 保安及び保安品質保証に関する組織</p> <p>(保安及び保安品質保証に関する組織)</p> <p>第4条 当施設に係る保安及び保安品質保証に関する組織は、以下の各号により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) 核燃料取扱主務者 (3) 保安品質保証責任者 (4) 試験部長 (5) ホット試験室長 (6) <u>安全管理室長</u> (7) 施設管理グループ長 (8) 放射線管理グループ長 (9) 管理部長 (10) 管理課長 (11) 保安品質保証委員会 	<p style="text-align: center;">第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p> <p>(保安及び保安品質マネジメントに関する組織)</p> <p>第4条 当施設に係る保安及び保安品質マネジメントに関する組織（以下、「<u>保安に係る組織</u>」という。）は、以下の各号により構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社長 (2) 核燃料取扱主務者 (3) 保安品質保証責任者 (4) 試験部長 (5) ホット試験室長 (6) <u>安全管理部長</u> (7) 施設管理グループ長 (8) 放射線管理グループ長 (9) 管理部長 (10) 管理課長 	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(12) 放射線安全委員会</p> <p>2 当施設の保安及び保安品質保証に関する組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア. 核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ. 設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関すること</p> <p>ウ. 管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) <u>安全管理室長</u>は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア. 周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</p> <p>イ. 特殊健康診断に関すること</p> <p>ウ. 社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</p> <p>エ. 通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</p> <p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 社長は、当施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 社長は、核燃料取扱主務者の代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、当施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p>	<p>(11) 保安品質保証委員会</p> <p>(12) 放射線安全委員会</p> <p>2 当施設の保安に係る組織は、別図第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 試験部長は、ホット試験室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア. 核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ. 設備並びに機器の運転（操作を含む。）及び保守に関すること</p> <p>ウ. 管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守に関する業務を行う。</p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア. 周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</p> <p>イ. 特殊健康診断に関すること</p> <p>ウ. 社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</p> <p>エ. 通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</p> <p>オ. <u>使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</u></p> <p>(核燃料取扱主務者の選任)</p> <p>第6条 社長は、当施設に係る核燃料物質等の取扱いに関する保安の監督を行わせるため、核燃料取扱主務者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>2 社長は、核燃料取扱主務者の代理者を原則として核燃料取扱主任者免状又は第1種放射線取扱主任者免状を有する者のうちから、あらかじめ選任する。</p> <p>(核燃料取扱主務者の職務)</p> <p>第7条 核燃料取扱主務者は、当施設に係る保安のため、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長に対し意見を具申すること</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、各職位に助言すること</p>	<p>(6) 記載の適正化</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること</p> <p>(4) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立会うこと</p> <p>(5) 法に基づく報告を審査すること</p> <p>(6) 本規定に係る記録を精査すること</p> <p>(7) 教育訓練計画の作成、改定に参画すること</p> <p>(8) 本規定及び第15条第1項に定める規定等の制定、改廃に参画すること</p> <p>(9) 本規定に定める計画の作成に参画すること</p> <p>(10) その他、保安監督に必要な事項</p>	<p>(3) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示をすること</p> <p>(4) 所管官庁が法に基づいて実施する検査に立ち会うこと</p> <p>(5) 法に基づく報告を審査すること</p> <p>(6) 本規定に係る記録を精査すること</p> <p>(7) 教育訓練計画の作成、改定に参画すること</p> <p>(8) 本規定及び第15条第1項に定める規定等の制定、改廃に参画すること</p> <p>(9) 本規定に定める計画の作成に参画すること</p> <p>(10) その他、保安監督に必要な事項</p>	
<p>(意見の尊重)</p>	<p>(意見の尊重)</p>	
<p>第8条 社長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p>	<p>第8条 社長は、核燃料取扱主務者の意見具申を尊重する。</p>	
<p>(保安品質保証責任者の選任)</p>	<p>(保安品質保証責任者の選任)</p>	
<p>第8条の2 社長は保安品質保証に係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を選任する。</p>	<p>第8条の2 社長は、保安品質マネジメントに係る業務の統括を行う者として、保安品質保証責任者を選任する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(保安品質保証責任者の職務)</p>	<p>(保安品質保証責任者の職務)</p>	
<p>第8条の3 保安品質保証責任者は、<u>当施設に係る保安品質保証のため、次の各号に掲げる職務を行う。</u></p>	<p>第8条の3 保安品質保証責任者は、<u>第9条の3の3.7に定める職務を行う。</u></p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(1) <u>保安品質保証計画の立案、保安品質保証活動の実施、評価及び保安品質保証計画の継続的改善の統括</u></p>		
<p>(2) <u>その他、当施設の保安品質保証活動に必要な事項</u></p>		<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(保安品質保証委員会)</p>	<p>(保安品質保証委員会)</p>	
<p>第8条の4 <u>NDC</u>に保安品質保証委員会を設置する。</p>	<p>第8条の4 <u>当社</u>に保安品質保証委員会を設置する。</p>	<p>(6) 記載の適正化</p>
<p>2 保安品質保証委員会は、保安品質保証活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。</p>	<p>2 保安品質保証委員会は、保安品質マネジメント活動の継続的改善のために社長が見直しを行う場として開催する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(放射線安全委員会)</p>	<p>(放射線安全委員会)</p>	
<p>第9条 <u>NDC</u>に放射線安全委員会を設置する。</p>	<p>第9条 <u>当社</u>に放射線安全委員会を設置する。</p>	<p>(6) 記載の適正化</p>
<p>2 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p>	<p>2 放射線安全委員会は、社長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p>	
<p>(1) 本規定の制定及び変更</p>	<p>(1) 本規定の制定及び変更</p>	
<p>(2) 核燃料物質等の使用、保管及び運搬、当施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p>	<p>(2) 核燃料物質等の使用、保管及び運搬、当施設の運転保守管理、放射性廃棄物の管理及び放射線管理に関する規定、要領等の制定及び廃止並びに変更</p>	
<p>(3) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p>	<p>(3) 保安教育計画及び保安訓練計画に関する事項</p>	
<p>(4) その他、当施設の保安に係る重要な事項</p>	<p>(4) その他、当施設の保安に係る重要な事項</p>	
<p>3 放射線安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、社長の指名した委員をもって構成し、委員長は、<u>安全管理室長</u>があたる。ただし、委員には、当施設に関し、十分な知識と経験を有する者を指名する。</p>	<p>3 放射線安全委員会は、核燃料取扱主務者のほか、社長の指名した委員をもって構成し、委員長は、<u>安全管理部長</u>があたる。ただし、委員には当施設に関し、十分な知識と経験を有する者を指名する。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p>
<p>4 放射線安全委員会は、原則として3ヶ月に1回以上及び委員他からの提案等あれば、随時開催するものとする。</p>	<p>4 放射線安全委員会は、原則として3ヶ月に1回以上及び委員他からの提案等あれば、随時開催するものとする。</p>	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>5 社長は、放射線安全委員会の答申を尊重する。</p> <p>(内部保安品質保証監査組織)</p> <p>第9条の2 <u>NDCに内部保安品質保証監査組織を、監査時に随時設置する。</u></p> <p>2 内部保安品質保証監査組織は、保安品質保証活動について定期的（年1回以上）に監査を実施する。</p> <p>3 内部保安品質保証監査組織は、保安品質保証責任者を監査リーダーとし、内部保安品質保証監査員若干名で構成する。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 <u>保安品質保証</u></p> <p>(保安品質保証計画の策定)</p> <p>第9条の3 社長は、安全文化の醸成活動を基礎とした保安品質保証活動の実施のため、保安品質保証計画を策定しなければならない。</p> <p>2 社長は、保安品質保証計画の策定、保安品質保証活動の実施、評価及び保安品質保証計画の継続的な改善の総括を行わなければならない。</p> <p>(保安品質保証活動の実施)</p> <p>第9条の4 社長は、第4条に定める保安及び保安品質保証に関する組織に属する者に対し、保安品質保証計画に基づき、保安品質保証活動を実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）させなければならない。</p> <p>2 社長は、保安品質保証活動を実施するにあたって、第4条に定める保安及び保安品質保証に関する組織に属する者に、別表第1に示す保安品質保証活動に係る教育（保安品質保証責任者及び内部保安品質保証監査員が職務遂行のために必要な教育、並びに保安品質保証に係る組織に属する者が個々の事項の職務遂行のために必要な教育）を実施しなければならない。</p> <p>(保安品質保証活動の評価)</p> <p>第9条の5 社長は、保安品質保証計画に基づき、定期的な内部保安品質保証監査の結果をもとに、保安品質保証活動の評価を行わなければならない。</p> <p>2 社長は、保安品質保証計画に基づき、保安品質保証活動の結果、発生した不適合の管理を行わなければならない。</p> <p>(保安品質保証計画の継続的な改善)</p> <p>第9条の6 社長は、保安品質保証計画に基づき、保安品質保証活動が適切、妥当、かつ有効であることを確実にするための定期的な保安品質保証活動の見直しを通じて保安品質保証計画の継続的改善を行わなければならない。</p> <p>2 社長は、保安品質保証計画に基づき、是正措置・予防措置を通じて保安品質保証計画の継続的改善を行わなければならない。また、他の組織から得られた核燃料物質の使用等に係る技術情報について、当施設の保安の</p>	<p>5 社長は、放射線安全委員会の答申を尊重する。</p> <p>(内部保安品質保証監査組織)</p> <p>第9条の2 <u>当社に内部保安品質保証監査組織を、監査時に随時設置する。</u></p> <p>2 内部保安品質保証監査組織は、保安品質マネジメント活動について定期的（年1回以上）に監査を実施する。</p> <p>3 内部保安品質保証監査組織は、保安品質保証責任者を監査リーダーとし、内部保安品質保証監査員若干名で構成する。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 <u>保安品質マネジメント計画</u></p> <p>(保安品質マネジメント計画)</p> <p>第9条の3 <u>使用施設等に関する保安活動を適切に実施するため、核燃料物質の使用の許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり保安品質マネジメント計画を定める。</u></p> <p>1. 総則</p> <p>1.1 目的</p> <p><u>当社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、「品質管理規則」という。）及び「同解釈」に基づき、当施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を「保安品質保証計画書」に定め、保安品質マネジメントシステムとして構築し、原子力の安全を確保することを目的とする。</u></p> <p>1.2 定義</p> <p><u>保安品質保証計画書において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。</u></p> <p>1.3 適用範囲</p> <p><u>保安品質保証計画書は、当施設における保安活動に適用する。</u></p> <p>2. 保安品質マネジメントシステム</p> <p>2.1 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p><u>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>2 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) 使用施設、組織または個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>(2) 使用施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼす恐れのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>3 保安に係る組織は、当施設に適用される関係法令を明確にし、品質管理規則に規定する文書及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書（以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p>	<p>(6) 記載の適正化</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>向上にいかすための措置を講じなければならない。</p> <p>(文書及び記録)</p> <p>第9条の7 社長は、保安品質保証活動の実施のために必要な文書及び記録を、保安品質保証計画書において明確にしなければならない。</p>	<p>4 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>(1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>(2) プロセスの順序及び相互の関係を明確にする。</p> <p>(3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確にする。</p> <p>(4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>(5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合を除く。</p> <p>(6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を実施する。</p> <p>(7) プロセス及び保安に係る組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>(8) 原子力の安全とそれ以外の事項において、意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。</p> <p>5 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、維持する。</p> <p>6 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスを管理する。</p> <p>7 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源を適切に配分する。</p> <p>2.2 保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立するために必要な以下の文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 当社の品質マネジメントシステム全体を規定した文書（以下、「品質保証マニュアル」という。）【一次文書】</p> <p>(3) 本規定が要求する手順及び実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理を規定した文書（以下、「保安品質保証計画書」という。）及び記録【二次文書】</p> <p>(4) 保安活動のプロセスの有効な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した手順書、指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）及び記録【三次文書】</p> <p>2.3 保安品質マニュアル</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マニュアルとして保安品質保証計画書を作成し、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係</p> <p>2.4 文書の管理</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメント文書を管理する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>2 保安に係る組織は、要員が適切な保安品質マネジメント文書が利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。</p> <p>(3) (1)、(2)の審査及び評価には、対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員が参画すること。</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステム文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。</p> <p>(5) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合は、適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</p> <p>(6) 保安品質マネジメントシステム文書を読みやすく、容易に内容の把握ができるようにすること。</p> <p>(7) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、配布を管理すること。</p> <p>(8) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合、当該文書を保持するときは、これを識別し、管理すること。</p> <p>2.5 記録の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索できるように作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>2 保安に係る組織は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理方法を定めた手順書を作成する。</p> <p>3. 経営責任者等の責任</p> <p>3.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任をもって保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともにその実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が健全な安全文化を育成し、維持することに貢献できるようにする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守すること、その他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>3.2 原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事山（例えばコストや工期等）により損なわれないようにする。</p> <p>3.3 保安品質方針</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>社長は、次に掲げる事項に適合した品質方針を確立し、維持する。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものである(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)こと。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任をもって関与すること。</p> <p>3.4 保安品質目標</p> <p>社長は、保安活動に係る部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められていることを確実にする。</p> <p>2 社長は、保安品質目標がその達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>3.5 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムが第9条の3の2.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</p> <p>2 社長は保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更を含む。)が計画され、実施される場合には当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持する。この場合は、保安活動の重要度に応じて次の事項を適切に考慮する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき実施した措置を含む。)</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>(3) 資源の利用可能性</p> <p>(4) 責任及び権限の割当て</p> <p>3.6 責任及び権限</p> <p>社長は、社内各部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任(担当業務に応じて、組織内外に対して保安活動の内容について説明する責任を含む。)をもって業務を遂行できるようにする。</p> <p>3.7 保安品質保証責任者</p> <p>社長は、技術推進・品質保証部長を保安品質保証責任者(保安品質マネジメントシステム管理者)として選任し、保安品質マネジメントに係る業務を統括させるとともに、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>3.8 管理者</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>社長は、次に掲げる業務を管理監督する部門長（管理者）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともにその実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>(4) 健全な安全文化を育成し、維持すること。</p> <p>(5) 関係法令を遵守すること。</p> <p>2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>(1) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>(2) 要員が原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>(3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>(4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が積極的に当社施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>(5) 要員が積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>3.9 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、保安に係る組織内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立するとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>3.10 マネジメントレビュー</p> <p>社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を実施するため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下、マネジメントレビューという。）をあらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる事項を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前検査並びに自主検査等（以下「使用前検査等」という。）の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて実施した措置</p> <p>(10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす恐れのある変更</p> <p>(1) 部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(2) 資源の妥当性</p> <p>(3) 保安活動の改善のために実施した措置の実効性</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>3 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項を決定する。</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(5) 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>4 保安品質保証責任者は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果を受けて決定した事項について、必要な措置を実施する。</p> <p>4. 資源の管理</p> <p>4.1 資源の管理</p> <p>当社は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>4.2 要員の力量の確保及び教育計画</p> <p>当社は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）が実証されたものを要員とする。</p> <p>2 管理者は要員の力量を確保するため保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 要員に必要な力量を明確に定めること</p> <p>(2) 要員の力量確保のために教育訓練、その他の措置を実施すること。</p> <p>(3) 要員の力量確保のための教育訓練、その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が自らの個別業務の実施について、以下の事項を認識しているようにすること。</p> <p>ア、品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>イ、品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>ウ、原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>5. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>管理者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともにそのプロセスを確立する。</p> <p>2 管理者は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>3 管理者は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定または変更に当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(2) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p><u>(4) 使用前検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）</u></p> <p><u>(5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p><u>4 管理者は、個別業務の作業方法に適した個別業務計画を策定する。</u></p> <p><u>5.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u> <u>管理者は、個別業務等要求事項として次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p><u>(1) 組織の外部の者は明示していないものの、機器または個別業務に必要な要求事項</u></p> <p><u>(2) 関係法令</u></p> <p><u>(3) (1)、(2)項のほか、保安に係る組織が必要とする要求事項</u></p> <p><u>5.3 個別業務等要求事項の審査</u> <u>管理者は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u></p> <p><u>2 管理者は、個別業務等要求事項の審査に当たり、次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。</u></p> <p><u>(2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合は、その相違点が解明されていること。</u></p> <p><u>(3) 保安に係る組織があらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u></p> <p><u>3 管理者は個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>4 管理者は、個別業務等要求事項が変更された場合は、関連する文書を改訂するとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u></p> <p><u>5.4 組織の外部の者との情報の伝達等</u> <u>保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を定め、これを実施する。</u></p> <p><u>5.5 個別業務の管理</u> <u>管理者は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。）に適合するように実施する。</u></p> <p><u>(1) 当施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u></p> <p><u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u></p> <p><u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u></p> <p><u>(5) 7.4の「プロセスの監視測定」の規定に基づき監視測定を実施していること。</u></p> <p><u>(6) プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u></p> <p><u>5.6 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u> <u>管理者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合は、妥当性確認を行う。</u></p> <p><u>2 管理者は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを妥当性確認により実証する。</u></p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p><u>3 管理者は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>4 管理者は第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。）を明確にする。</u></p> <p>(1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>(2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>(3) 妥当性確認の方法</p> <p><u>5.7 識別管理</u></p> <p>管理者は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p><u>6. 設計開発及び調達プロセス</u></p> <p><u>6.1 設計開発計画</u></p> <p>管理者は、設計開発（当施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（設計開発計画）を策定するとともに設計開発を管理する。</p> <p><u>2 管理者は、設計開発計画の策定において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>(1) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p><u>3 管理者は、実効性のある情報伝達並びに責任と権限の明確な割り当てがなされるよう、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p><u>4 管理者は、策定された設計開発計画を設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p><u>6.2 設計開発に用いる情報</u></p> <p>管理者は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる次に掲げる情報を明確に定め、当該情報に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(1) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>(2) 従前の類似設計開発から得られた情報で、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>(3) 関係法令</p> <p>(4) その他設計開発に必要な要求事項</p> <p><u>2 管理者は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p><u>6.3 設計開発の結果に係る情報</u></p> <p>管理者は、設計開発の結果に係る情報を設計開発に用いた情報と対比して検証できる形式により管理する。</p> <p><u>2 管理者は、設計開発の次のプロセスに進む前に、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p><u>3 管理者は、設計開発の結果に係る情報を次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p>(1) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合する。</p> <p>(2) 調達、機器等の仕様及び個別業務実施のために適切な情報を提供する。</p> <p>(3) 合否判定基準を含むものとする。</p> <p>(4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性を明確にする。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
	<p><u>6.4 設計開発のレビュー</u> <u>管理者は、設計開発の適切な段階で、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u> <u>(1) 設計開発の結果が個別業務等要求事項を満たすことができるかどうか評価すること。</u> <u>(2) 設計開発に問題がある場合は、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u> <u>2 管理者は、設計開発レビューに当該設計開発レビューの対象となっている設計開発に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u> <u>3 管理者は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき実施する措置に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>6.5 設計開発の検証</u> <u>管理者は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合していることを確実にするため、設計開発計画に従って検証を実施する。</u> <u>2 管理者は、検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</u> <u>3 管理者は、当該設計開発を行った要員に第1項の検証をさせてはならない。</u></p> <p><u>6.6 設計開発の妥当性確認</u> <u>管理者は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するため、設計開発計画に従って妥当性確認を実施する。</u> <u>2 管理者は、設計開発に該当する機器等の使用または個別業務の実施の前に妥当性確認を完了する。</u> <u>3 管理者は、妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>6.7 設計開発の変更の管理</u> <u>管理者は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に関わる記録を作成し、管理する。</u> <u>2 管理者は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ設計変更の審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</u> <u>3 管理者は、設計開発の変更に係る審査において、当該変更が当施設に及ぼす影響の評価（当施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む）を行う。</u> <u>4 管理者は、設計変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p><u>6.8 調達プロセス</u> <u>管理者は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u> <u>2 管理者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等の管理方法及び程度を定める。なお、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように管理の方法及び程度を定める。</u> <u>3 管理者は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠に調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u> <u>4 管理者は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</u></p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>5 管理者は、調達物品等の供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき実施した措置に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>6 管理者は、調達物品等の調達に当たり、個別業務計画において適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後の維持または運用に必要な技術情報の取得及び当該情報を他の原子力事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む）を定める。</p> <p>6.9 調達物品等要求事項</p> <p>管理者は、次に掲げる調達物品等要求事項の内、該当する事項を調達情報に含める。</p> <p>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>(3) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(4) 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、維持するために必要な要求事項</p> <p>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>(7) その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>2 管理者は、調達物品等要求事項として、当社が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場への立入に関することを含める。</p> <p>3 管理者は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等に関する情報を提供する場合、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>4 管理者は、調達物品等を受領する場合、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>6.10 調達物品等の検証</p> <p>管理者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを検証する方法を定め、検証を実施する。</p> <p>2 管理者は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施する場合は、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定方法について、調達物品等要求事項の中で定める。</p> <p>6.11 トレーサビリティの確保</p> <p>管理者は、トレーサビリティの確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録し、管理する。</p> <p>6.12 組織の外部の者の物品の管理</p> <p>管理者は、顧客または外部提供者の所有物を所持している場合は、必要に応じ記録を作成し、管理する。</p> <p>6.13 調達物品の管理</p> <p>管理者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するよう管理（識別表示、取扱、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>6.14 監視測定のための設備の管理</p> <p>管理者は、機器等又は個別業務等の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を定める。</p> <p>2 管理者は、実施可能でかつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で監視測定を実施する。</p> <p>3 管理者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を次に掲げる事項に適合するものとする。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>(1) <u>定められた間隔または使用前に計量標準まで追跡可能な方法（当該計量標準が存在しない場合は、校正または検証の根拠を記録する方法）により、校正または検証がされていること。</u></p> <p>(2) <u>校正の状態が明確に識別されていること。</u></p> <p>(3) <u>所要の調整がされていること。</u></p> <p>(4) <u>監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</u></p> <p>(5) <u>取扱、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</u></p> <p>4 <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合、管理者は、それまでの監視測定の結果の妥当性を評価し、記録する。</u></p> <p>5 <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合、管理者は、当該監視測定のための設備及びその不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を実施する。</u></p> <p>6 <u>管理者は、監視測定のための設備の構成及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>7 <u>管理者は、監視測定においてソフトウェアを使用するときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>7. <u>評価及び改善</u></p> <p>7.1 <u>監視測定、分析、評価及び改善</u></p> <p><u>保安品質保証責任者は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p>2 <u>保安品質保証責任者は、要員が監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> <p>7.2 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p><u>保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。外部の者からの意見の把握には、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の品証活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘の把握等が含まれる。</u></p> <p>2 <u>組織の外部の者の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</u></p> <p>7.3 <u>内部監査</u></p> <p><u>保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するため、保安活動の重要度に応じてあらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う体制により、内部監査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>品管規則に基づく保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>(2) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>2 <u>保安品質保証責任者は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>3 <u>保安品質保証責任者は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査の対象を選定し、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>4 <u>保安品質保証責任者は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p>5 <u>保安品質保証責任者は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査を実施させない。</u></p> <p>6 <u>社長は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、</u></p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p><u>その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</u></p> <p>7 <u>保安品質保証責任者は、内部監査の対象に選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>8 <u>保安品質保証責任者は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p> <p>7.4 <u>プロセスの監視測定</u></p> <p><u>管理者は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法で実施する。監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</u></p> <p>2 <u>管理者は、プロセスの監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p>3 <u>管理者は、第1項の方法によりプロセスが、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p>4 <u>管理者は、プロセスの監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために必要な措置を実施する。</u></p> <p>5 <u>管理者は、保安品質マネジメントシステムの計画及び個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又はその恐れがある場合は、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、適切な措置を実施する。</u></p> <p>7.5 <u>機器等の検査等</u></p> <p><u>管理者は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査等を実施する。</u></p> <p>2 <u>管理者は、使用前検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、管理する。</u></p> <p>3 <u>管理者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、管理する。</u></p> <p>4 <u>管理者は、個別業務計画に基づく使用前検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>保安品質保証責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査等の独立性（使用前検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</u></p> <p>6 <u>前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</u></p> <p>7.6 <u>不適合の管理</u></p> <p><u>管理者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることが無いよう、当該機器等又は個別業務を特定し、管理する。</u></p> <p>2 <u>保安品質保証責任者は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</u></p> <p>3 <u>管理者は、次に掲げるいずれかの方法により、不適合を処理する。</u></p> <p>(1) <u>発見された不適合を除去するための措置を実施すること。</u></p> <p>(2) <u>不適合についてあらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う（以下、「特別採用」という。）こと。</u></p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
	<p>(3) 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を実施すること。</p> <p>(4) 機器等の使用または、個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または、起こり得る影響に応じて適切な措置を実施すること。</p> <p>4 管理者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して実施した措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>5 管理者は、不適合を除去するための措置を実施した場合は、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6 保安に係る組織は、当施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「保安品質保証計画書」に定める不適合の公開基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>7.7 データの分析及び評価</p> <p>保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果からのデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む）を収集し、分析する。</p> <p>2 保安品質保証責任者は、データの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>(1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴、その他分析により得られる知見</p> <p>(2) 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向</p> <p>(4) 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>7.8 継続的な改善</p> <p>保安品質保証責任者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うため、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて、改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施、その他の措置を実施する。</p> <p>7.9 是正処置等</p> <p>管理者は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、適切な是正処置を実施する。</p> <p>(1) 是正処置を実施する必要性について、次の手順により評価を行う。</p> <p>ア、不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化</p> <p>イ、類似の不適合その他の事象の有無または当該類似不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>(3) 実施したすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改訂のために実施した措置を変更する。</p> <p>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関し、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>(7) 実施したすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>2 管理者は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。</p> <p>3 管理者は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から、類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を実施する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第10条 社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>(その他の放射線作業従事者への教育訓練)</p> <p>第12条 試験部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作</p>	<p>7.10 未然防止処置</p> <p><u>保安に係る組織は、原子力施設、その他の施設の運転経験等の知見を収集し、当施設で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を実施する。</u></p> <p>(1) <u>起こり得る不適合及びその原因について調査すること。</u></p> <p>(2) <u>未然防止処置を実施する必要性について評価すること。</u></p> <p>(3) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。</u></p> <p>(4) <u>実施した全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>実施した全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、管理すること。</u></p> <p>2 <u>保安に係る組織は、前項各号に掲げる事項について手順書等に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 保安教育</p> <p>(保安教育の実施方針)</p> <p>第10条 社長は、安全管理に関する基本方針を年度ごとに作成するとともに、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第11条 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第1の2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度ごとに計画する。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>3 試験部長は、新たに当施設に係る業務に従事する従業員に対し、別表第1の2(2)に掲げるところに従い、保安教育を実施する。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第1の2(3)に掲げる教育を実施する。</p> <p>5 社長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(1)第1欄に掲げる保安訓練をそれぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、実施する。</p> <p>6 試験部長は、当施設に係る業務を行う従業員に対して、別表第2(2)第1欄に掲げる保安訓練を、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い実施し、その結果を社長へ報告する。<u>なお本訓練は、原子力事業者防災業務計画に基づき、年1回実施する防災訓練と併せて実施することができる。</u></p> <p>7 試験部長は、放射線業務従事者のうち緊急作業に従事する者に対し、別表第2(3)に掲げる保安訓練を実施し、その結果を社長へ報告する。</p> <p>8 社長は、当該年度の保安教育訓練の結果に基づき、必要な事項を次年度の計画に反映する。</p> <p>(その他の放射線作業従事者への教育訓練)</p> <p>第12条 試験部長は、請負会社従業員等であって年間請負契約等に基づき当施設に常時立ち入る者に対し、保安教育及び訓練を前条に準じて実施する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 災害の防止上特に管理を必要とする設備の操作</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく措置の追加</p> <p>(3) 教育訓練の継続的な改善</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(要員の配置)</p> <p>第13条 試験部長及び安全管理室長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p> <p>(核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(機器操作に係る下部規定等)</p> <p>第15条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p> <p>(災害の防止上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第17条 試験部長及び安全管理室長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。</p> <p>3 試験部長及び安全管理室長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。</p>	<p>(要員の配置)</p> <p>第13条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質等の使用等に際して、必要な人員を配置する。</p> <p>(核燃料物質の取扱計画及び報告)</p> <p>第14条 ホット試験室長は、核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ取扱計画を作成し、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の承認を得る。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の取扱計画に基づき、核燃料物質の取扱いを終えた場合は、その旨を試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(機器操作に係る下部規定等)</p> <p>第15条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者と協議の上、安全機能を担保することを目的とし、第9条の3の2.2の規定に基づき、核燃料物質の使用等及び第16条に定める災害の防止上特に管理を必要とする設備・機器の操作に係る作業要領等の制定・改廃を行う。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項に基づき、作業要領等の制定・改廃を行った場合、その旨を社長に報告する。</p> <p>(災害の防止上特に管理を必要とする設備)</p> <p>第16条 災害の防止上特に管理を必要とする設備は、別表第3第1欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の設備の機能が巡視、点検、検査等により別表第3第2欄のとおり維持されるよう管理する。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、第1項の設備に異常が認められた場合は、直ちに、運転を停止する等応急措置を講じるとともに、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第17条 試験部長及び安全管理部長は、核燃料物質の使用等に際していかなるときにおいても、臨界に達しないよう管理する。</p> <p>2 核燃料物質の使用等に係る臨界管理は、管理する区域又は設備区分を設定し、形状管理又は質量管理によりこれを行う。質量管理及び形状管理に係る核的制限は、それぞれ別表第4のとおりとする。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、別表第4に掲げる受入れ先の区域又は設備区分における受入れ後の在庫量が取扱制限量以下であることの確認を行う。</p> <p>(核燃料物質の使用)</p> <p>第18条 ホット試験室長は、核燃料物質の使用を使用施設において行わなければならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、第14条に定める核燃料物質の取扱計画のなかで、その使用を開始した後、当該核燃料物質の使用を終了したときは、速やかに貯蔵施設に保管又は廃棄施設に廃棄しなければならない。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。</p> <p>4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示)</p> <p>第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第21条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。</p> <p>2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第23条 警報装置の種類は、別表第7に掲げるとおりとする。</p> <p>2 放射線モニタの作動条件は、別表第7の2に掲げるとおり、維持・管理する。</p> <p>(非定常作業)</p> <p>第24条 試験部長は、非定常作業であって核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画及び措置について、あらかじめ<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。</p> <p>(1) 操作における作業員の手順間違い</p> <p>(2) 通常運転時における管理範囲の逸脱</p> <p>(3) 設備・機器の故障</p>	<p>3 ホット試験室長は、別表第5に示す年間予定使用量以上の核燃料物質を使用してはならない。</p> <p>4 ホット試験室長は、当施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示する。</p> <p>(使用の表示)</p> <p>第19条 ホット試験室長は、核燃料物質を使用する場合は、当該使用場所に、核燃料物質の種類及び量を表示する。</p> <p>第20条 (削除)</p> <p>(設備・機器の操作)</p> <p>第21条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作する者(以下「操作担当者」という。)を、当該設備・機器を安全に操作する技術能力を有すると認めた放射線業務従事者から指定する。</p> <p>2 操作担当者以外のものは、災害の防止上特に管理を必要とする設備を操作してはならない。ただし、操作担当者による監督、立会いの下で、その指示を受けて操作を行うときは、この限りでない。</p> <p>(安全装置の作動条件)</p> <p>第22条 安全装置の作動条件は、別表第6に掲げるとおりとする。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の安全装置を解除する場合には、保安上必要な措置を講じた上、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長は、前項の解除を行った場合には、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(警報設備の管理)</p> <p>第23条 警報装置の種類は、別表第7に掲げるとおりとする。</p> <p>2 放射線モニタの作動条件は、別表第7の2に掲げるとおり、維持・管理する。</p> <p>(非定常作業)</p> <p>第24条 試験部長は、非定常作業であって核燃料物質等を取扱う場合は、あらかじめ作業計画を作成し、保安上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 試験部長は、前項の計画及び措置について、あらかじめ<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者の同意を得るとともに、保安上特に重要なものについては社長の承認を得る。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第25条 当施設の操作に関し異常を発見した者は、直ちに試験部長に通報する。ここで、異常時とは、当施設での操作において以下の通常と異なる事態が発生したときをいう。</p> <p>(1) 操作における作業員の手順間違い</p> <p>(2) 通常運転時における管理範囲の逸脱</p> <p>(3) 設備・機器の故障</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(4) その他、設備・機器の通常と異なる状態</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に<u>安全管理室長</u>に報告する。</p> <p>3 試験部長は、<u>安全管理室長</u>と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第26条 管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。</p> <p>2 試験部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第27条 試験部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 試験部長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 試験部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場所が生じた場合は、<u>安全管理室長</u>、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 試験部長は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を、放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域（以下「立入・作業制限区域」という。）として設定することができる。</p> <p>3 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 試験部長は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>5 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第29条 試験部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p>	<p>(4) その他、設備・機器の通常と異なる状態</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な応急措置を講じると共に<u>安全管理部長</u>に報告する。</p> <p>3 試験部長は、<u>安全管理部長</u>と協力し異常の原因を調査し、当施設の保安のために必要な措置を講じると共に社長及び核燃料取扱主務者に報告する。ただし、報告については、当施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p style="text-align: center;">第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域)</p> <p>第26条 <u>使用施設等内</u>で外部放射線に係る線量、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度又は空気中の放射性物質の濃度が法令に定める値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域とし、管理区域は、別図第2に掲げる区域とする。</p> <p>2 試験部長は、前項に定める管理区域を、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>(一時管理区域)</p> <p>第27条 試験部長は、前条第1項に示す区域以外の場所が、核燃料物質等の使用等において、一時的に法令に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場合は、その区域を一時管理区域として設定する。</p> <p>2 試験部長は、一時管理区域の区画及び区別について、前条第2項に準じて行う。</p> <p>3 試験部長は、一時管理区域を設定又は解除した場合は、社長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域における特別措置)</p> <p>第28条 社長は、第26条第1項に定める区域について核燃料物質等の取扱いを休止し、除染等を行い汚染のないことを確認する等の措置を講じることにより、管理区域に該当しないことが明らかな場所が生じた場合は、<u>安全管理部長</u>、核燃料取扱主務者の意見を求めた上でその区域を一時的に解除することができる。</p> <p>2 試験部長は、管理区域及び一時管理区域（以下「管理区域」という。）の一部を、放射線防護の観点から立入りあるいは作業を制限する区域（以下「立入・作業制限区域」という。）として設定することができる。</p> <p>3 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域について、立入・作業制限の措置として、標識を設けるほか、柵、施錠等により他の場所と区別する。</p> <p>4 試験部長は、第31条第1項第1号及び第2号に定める者（以下「放射線業務従事者等」という。）を立入・作業制限区域に立ち入らせる場合は、あらかじめ放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>5 試験部長は、第2項に定める立入・作業制限区域の設定又はその解除を行った場合は、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、その旨を従業員等に周知する。</p> <p>(飲食及び喫煙の禁止)</p> <p>第29条 試験部長は、管理区域内において飲食及び喫煙をさせてはならない。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(6) 記載の適正化</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>(管理上の人の区分)</p> <p>第31条 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 <u>安全管理室長</u>は、放射線業務従事者を指定及び解除する。</p> <p>3 <u>安全管理室長</u>は、一時立入者を指定する。</p> <p>4 <u>安全管理室長</u>は、請負会社従業員等に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第32条 <u>安全管理室長</u>は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>2 <u>安全管理室長</u>は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。</p> <p>3 <u>安全管理室長</u>は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>但し、第3号及び第4号の規定については、汚染の恐れのないことが明らかな区域に立ち入るときはこの限りでない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第33条 放射線管理グループ長は、管理区域から物品(核燃料物質を除く。)を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第8(1)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 ホット試験室長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、<u>作業による線量及び作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</u></p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第3に掲げる区域とする。</p> <p>2 管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p> <p>(管理上の人の区分)</p> <p>第31条 管理区域に立ち入る者について、放射線防護上、次の各号に定めるところにより区分する。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 核燃料物質等の使用、廃棄、運搬、保管又はこれに付随する業務に従事する者であつて、管理区域に立ち入る者</p> <p>(2) 一時立入者 前号に定める以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、放射線業務従事者を指定及び解除する。</p> <p>3 <u>安全管理部長</u>は、一時立入者を指定する。</p> <p>4 <u>安全管理部長</u>は、請負会社従業員等に対し、第2項に定める指定を行う場合は、あらかじめ本人の被ばく歴の報告を提出させ、その内容を確認した後に指定する。</p> <p>(管理区域の出入り管理)</p> <p>第32条 <u>安全管理部長</u>は、前条第2項及び第3項により指定された者以外の者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、一時立入者に、立会者をつけ指示に従わせる。</p> <p>3 <u>安全管理部長</u>は、管理区域に立入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させる。</p> <p>但し、第3号及び第4号の規定については、汚染の恐れのないことが明らかな区域に立ち入るときはこの限りでない。</p> <p>(1) あらかじめ定められた出入口より出入すること。</p> <p>(2) 個人線量計を着用すること。</p> <p>(3) 専用の作業着、その他必要な保護具を着用すること。</p> <p>(4) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは除去のための措置をとること。</p> <p>(5) 業務上必要でない物品を持ち込まないこと。</p> <p>(管理区域外への物品の持出)</p> <p>第33条 放射線管理グループ長は、管理区域から物品(核燃料物質を除く。)を持ち出す場合は、その物品の表面密度が、別表第8(1)に掲げる値以下であることを確認する。</p> <p>(作業に伴う放射線管理)</p> <p>第34条 ホット試験室長は、管理区域内で有意な放射線被ばく又は汚染を伴う作業を行う場合、<u>作業による線量が合理的に達成できる限り低くなるよう、作業区域の放射線環境に応じた作業方法等を記載した放射線作業計画を作成し、その実施にあたっては、計画に記載した放射線防護上の措置を講じる。</u></p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(5) ALARA の精神を追加</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(仕掛品の措置)</p> <p>第34条の2 ホット試験室長は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの(以下「仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。</p> <p>(2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 試験部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 <u>安全管理室長</u>は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 試験部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p> <p>第36条 (削除)</p> <p>第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当</p>	<p>2 核燃料取扱主務者は、作業計画の作成及び実施に際し、指導・助言を行う。</p> <p>(仕掛品の措置)</p> <p>第34条の2 ホット試験室長は、管理区域内の作業で発生した排出しようとする核燃料物質によって汚染された固体状のもの(以下「仕掛品」という。)について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 作業で発生した仕掛品を、不燃性、可燃性に区分し、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、作業中は使用施設内の金属製容器に収納する。作業終了後に廃棄物詰替室又はプールに移送する。</p> <p>(2) 仕掛品が大型機械等であって、これを金属製容器に収納することが著しく困難な場合には、汚染の広がりを防止するための特別な措置を講じ、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(3) 使用済排気フィルタを、必要に応じて解体し汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物詰替室に移送するか、若しくは、専用の金属製容器に封入し、直接保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に移送する。</p> <p>(緊急作業上の被ばく管理)</p> <p>第35条 試験部長は、当施設において核燃料物質等による災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで、緊急やむを得ない場合には、社長の承認を得た上で、放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)を核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示第7条に定める緊急作業に係る線量限度を超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>2 <u>安全管理部長</u>は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業に従事する期間中の内部被ばくを含む線量管理を行う。</p> <p>3 管理部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、緊急作業後に健康診断を受診させる。</p> <p>4 試験部長は、放射線業務従事者を第1項の緊急作業に従事させる場合は、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者と協議の上、緊急作業計画を作成し、社長に報告する。ただし、人命の救助のために緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>5 試験部長は、前項ただし書の規定により緊急作業を行った場合は、社長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に速やかに報告する。</p> <p>第36条 (削除)</p> <p>第6章 放射線測定</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第37条 放射線管理グループ長は、管理区域内における線量当量率等の管理のため、<u>放射線測定器の使用</u>方法を含め別表第9に定めるところにより、測定する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第10に従って周辺監視区域の境界付近及びその周辺における線量当</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(6) 記載の適正化</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理室長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理室長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>量率等を測定する。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、前2項の測定及び確認により、異常が認められた場合には、直ちに原因の調査及び原因の除去等の措置を講じる。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、前項の調査及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>
<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、試験部長及び安全管理室長に連絡する。</p> <p>2 試験部長及び安全管理室長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、試験部長及び安全管理室長の確認を受ける。</p> <p>4 試験部長及び安全管理室長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(床、壁等の除染)</p> <p>第38条 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、別表第8(2)に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、試験部長及び安全管理部長に連絡する。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、汚染状況の確認を行うとともにホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指導し、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講じさせる。</p> <p>3 ホット試験室長、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長は、前項の措置結果について、試験部長及び安全管理部長の確認を受ける。</p> <p>4 試験部長及び安全管理部長は、第2項及び第3項の確認の内容について、社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>
<p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理室長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理室長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p>	<p>(線量の評価)</p> <p>第39条 放射線管理グループ長は、従業員の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第11に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理部長は、放射線業務従事者に係る前項の評価の結果を、社長及び核燃料取扱主務者に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。</p> <p>3 試験部長及び安全管理部長は、第1項の線量が著しく過大であった場合は、原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、社長及び核燃料取扱主務者に報告しなければならない。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>
<p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第40条 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器を確保する。</p>	<p>(放射線測定器の管理)</p> <p>第40条 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器を第41条の4に定める施設管理実施計画に基づいて管理し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理グループ長は、別表第12第1欄に掲げる放射線測定器が故障等により使用不能となった場合には、すみやかに修理又は代替の措置をとる。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>第7章 保守管理</p> <p>(施設の巡視、点検)</p> <p>第41条 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、別表第13に定める巡視点検に従い、毎日1回以上(休日を除く。)巡視、点検を行う。</p>	<p>第7章 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第41条 使用施設等について設置(変更)許可を受けた設備・機器に係る事項及び「使用施設等の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、当施設の安全を確保するため、施設管理方針及び施設管</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>理目標を定める。</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 試験部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行わなければならない。</p> <p>(1) 別表第14(1)に掲げる、施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 別表第14(2)に掲げる、施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p>	<p>(保全活動の実施)</p> <p>第42条 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定める施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p> <p>(巡視、点検)</p> <p>第42条の2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、所掌する設備・機器について、第41条の4に定める施設管理実施計画に従って巡視、点検を行う。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>2 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、前項の巡視、点検の結果異常を認めた場合は、その原因及び状況を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長及び施設管理グループ長は、第1項の巡視、点検の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>度の見直しに伴う変更</p>
<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条の3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条の3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(修理及び改造)</p> <p>第43条 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、試験部長、安全管理室長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(修理及び改造)</p> <p>第42条の4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、試験部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>
<p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>(使用前検査の計画)</p> <p>第43条 保安品質保証責任者は、第2章に定める保安及び保安品質保証に関する組織のうち、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から、検査責任者を指名する。</p> <p>2 前項の検査責任者は、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織か</p>	<p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 試験部長、安全管理部長及び管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 試験部長、安全管理部長及び管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p> <p>(使用前検査の計画)</p> <p>第43条 保安品質保証責任者は、第2章に定める保安及び保安品質保証に関する組織のうち、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織から、検査責任者を指名する。</p> <p>2 前項の検査責任者は、検査対象となる設備・機器の設置又は変更の工事を実施した組織とは異なる組織か</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第44条 ホット試験室長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ試験部長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の受渡しを行う場合は、必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 ホット試験室長は、第1項の受渡しが終了した場合は、試験部長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において行うとともに、別表第1.5に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示す</p>	<p>ら検査取纏者及び検査担当者を指名し、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を作成させる。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 修理及び改造の内容</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 検査責任者は、前項の実施計画の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、前項第3号の予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>4 検査取纏者は、使用前検査を実施するまでに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施要領書を策定する。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び検査場所</p> <p>(3) 検査前条件</p> <p>(4) 検査の確認方法及び検査手順</p> <p>(5) 検査の判定基準</p> <p>5 検査取纏者は、前項の実施要領の策定に当たっては、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者の確認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用前検査の実施)</p> <p>第43条の2 検査責任者は、第43条の1の実施計画及び実施要領に基づき、検査を行う。</p> <p>2 検査責任者は、前項の検査が終了したときは、その結果について核燃料取扱主務者の確認を受け、検査対象の施設を管理する被検査部門の責任者に通知する。</p> <p>3 前項の通知を受けた被検査部門の責任者は、検査の結果について核燃料取扱主務者及び社長へ報告する。</p> <p>第8章 核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬</p> <p>(核燃料物質の受渡し管理)</p> <p>第44条 ホット試験室長は、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ試験部長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>2 ホット試験室長は、前項の受渡しを行う場合は、<u>臨界に達しないようにする措置</u>その他の必要な保安措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3 ホット試験室長は、第1項の受渡しが終了した場合は、試験部長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告を行う。</p> <p>(核燃料物質の貯蔵)</p> <p>第45条 ホット試験室長は、核燃料物質の保管を貯蔵施設において別表第4に定める核的制限に基づいて行うとともに、別表第1.3に示す最大収納量を超えて核燃料物質を保管してはならない。</p> <p>2 ホット試験室長は、貯蔵施設に、核燃料物質の種類、貯蔵量、注意事項、その他保安上必要な事項を掲示</p>	<p>度の見直しに伴う変更</p> <p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(6) 記載の適正化</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(6) 記載の適正化</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前	変更後	理由
<p>る。</p> <p>3 ホット試験室長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第9章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第48条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、<u>排気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</u></p> <p>2 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第16に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>1 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第49条 放射線管理グループ長は、放射性液体廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、<u>排水中の放射性物質の濃度が、告示で定める周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</u></p> <p>2 放射線管理グループ長は、液体廃棄物を放出する場合は、処理水槽における排水中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第17に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>1 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	<p>する。</p> <p>3 ホット試験室長は、核燃料物質を搬入する場合その他必要がある場合を除き、貯蔵施設には、施錠又は立入制限の措置を講じる。</p> <p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第46条 ホット試験室長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。)するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ、試験部長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p>(周辺監視区域外に係る運搬)</p> <p>第47条 ホット試験室長は、周辺監視区域外へ核燃料物質等を運搬するとき、及び周辺監視区域外から搬入するときは、標識の取付等法に定める措置を講じるとともに、あらかじめ試験部長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">第9章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第48条 ホット試験室長は、当施設から放射性気体廃棄物を廃棄する場合は、<u>周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。</u></p> <p>2 ホット試験室長は、排気中の放射性物質の3月間についての平均濃度が、告示で定める周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、核燃料物質の使用時は排気口における排気中の放射性物質の濃度を排気監視設備によって測定する。</p> <p>4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第14に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p> <p>5 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(放射性液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第49条 放射線管理グループ長は、放射性液体廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の廃棄を行う場合は、<u>周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるように管理する。</u></p> <p>2 放射線管理グループ長は、排水中の放射性物質の濃度が、告示で定める周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度限度を超えないように廃棄する。</p> <p>3 放射線管理グループ長は、液体廃棄物を放出する場合は、処理水槽における排水中の放射性物質濃度の測定を行う。</p> <p>4 放射線管理グループ長は、放射性物質の放出量が別表第15に定める放出管理目標値を超えないことを確認する。</p>	<p></p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(5) ALARA の精神を追加</p> <p>(6) 記載の適正化</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(5) ALARA の精神を追加</p> <p>(6) 記載の適正化</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(放射性固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第50条 ホット試験室長は、放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。</p> <p>(2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に保管廃棄する。</p> <p>第51条 (削除)</p> <p>第10章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第52条 社長は、非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織をあらかじめ定めておく。ここで、非常時とは、別図第1に示した保安及び保安品質保証に関する組織では対応できない事態となったときをいう。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第53条 社長は、前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 第11条第4項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第11条第7項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事させる従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(非常時対応資材の整備)</p> <p>第54条 社長は、非常時対応組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第55条 社長は、非常事態が生じたときに備え、あらかじめ社外連絡責任者を任命するとともにNDC内部及び外部関係機関への連絡通報系統を定めておく。</p>	<p>5. 放射線管理グループ長は、第2項の測定結果及び放射性物質の放出結果を安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の廃棄)</p> <p>第50条 ホット試験室長は、放射性固体廃棄物（以下「固体廃棄物」という。）の廃棄を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、可燃性に区分し、線量当量率又は放射性物質の含有量に応じて分類したのち、金属製容器に封入し管理する。</p> <p>(2) 前号の固体廃棄物については、必要に応じて減容・詰替えし、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示し、保管庫の廃棄物保管エリア又は第2保管庫に保管廃棄する。</p> <p>第51条 (削除)</p> <p>第10章 非常時の措置</p> <p>(非常時の組織)</p> <p>第52条 社長は、非常時に備え、災害の発生又は拡大防止を図るための非常時対応組織をあらかじめ定めておく。ここで、非常時とは、別図第1に示した保安及び保安品質保証に関する組織では対応できない事態となったときをいう。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第53条 社長は、前条に定める非常時対応組織の要員をあらかじめ確保しておく。なお、緊急作業に係る要員については、次の各号に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。</p> <p>(1) 第11条第4項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 第11条第7項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事させる従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <p>(非常時対応資材の整備)</p> <p>第54条 社長は、非常時対応組織が活動するにあたって必要な放射線防護用機器、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(通報系統)</p> <p>第55条 社長は、非常事態が生じたときに備え、あらかじめ社外連絡責任者を任命するとともに当社内部及び外部関係機関への連絡通報系統を定めておく。</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(6) 記載の適正化</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(通報)</p> <p>第56条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、<u>安全管理室長</u>及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。</p> <p>3 社外連絡責任者は、直ちに第55条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第57条 社長は、前条第2項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、社長を本部長とする防護活動本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第58条 防護活動本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第59条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護活動本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第60条 (削除)</p>	<p>(通報)</p> <p>第56条 当施設に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した従業員は、直ちに試験部長に通報する。</p> <p>2 試験部長は、前項の通報を受けた場合、直ちに社外連絡責任者、社長、<u>安全管理部長</u>及び核燃料取扱主務者に通報しなくてはならない。</p> <p>3 社外連絡責任者は、直ちに第55条に定める通報系統に従い外部関係機関に通報連絡しなければならない。</p> <p>(非常事態の発令)</p> <p>第57条 社長は、前条第2項に定める通報を受け非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常事態を宣言し、社長を本部長とする防護活動本部を設置する。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第58条 防護活動本部は、人命の救助、非常事態の原因除去、拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>(非常事態の解除)</p> <p>第59条 社長は、非常事態の原因が除去され、拡大防止等に係る防護活動が終了したと判断した場合は、防護活動本部を解散し、非常事態を解除する。</p> <p>(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)</p> <p>第60条 <u>原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、この規定によらず、原子力事業者防災業務計画に基づき措置する。</u></p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(4) 原子力災害対策特別措置法に基づく措置の追加</p>
<p>第11章 記録及び報告</p>	<p>第11章 記録及び報告</p>	
<p>(記 録)</p> <p>第61条 試験部長、<u>安全管理室長</u>及び管理部長は、別表第1S第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告)</p> <p>第62条 試験部長及び<u>安全管理室長</u>は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「使用規則」という。）第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する場合及び核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のための特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線</p>	<p>(記 録)</p> <p>第61条 試験部長、<u>安全管理部長</u>及び管理部長は、別表第1G第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p>(報 告)</p> <p>第62条 試験部長及び<u>安全管理部長</u>は、核燃料物質の使用等に関する規則（以下、「使用規則」という。）第6条の10に掲げる次の各号のいずれかに該当する場合及び核燃料物質等の輸送中に事故が発生したときは、直ちに社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>(2) 使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のための特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(3) 使用施設等の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線</p>	<p>(2) 組織名称の一部変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の9第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の9第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が、管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所についての人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>(i) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>(ii) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>(iii) 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則第2条の11の4第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 試験部長及び安全管理室長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p> <p>附 貝 貝</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p>	<p>障害を防止するための放射線の遮蔽機能若しくは使用施設等における火災若しくは爆発の防止の機能を喪失し、又は喪失するおそれがあったことにより、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたとき。</p> <p>(4) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。</p> <p>(5) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第4号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(6) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が使用規則第2条の11の12第7号の濃度限度を超えたとき。</p> <p>(7) 核燃料物質等が管理区域外で漏えいしたとき。</p> <p>(8) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が、管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所についての人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>(i) 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。</p> <p>(ii) 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>(iii) 漏えいした核燃料物質等の放射線量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>(9) 核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがあるとき。</p> <p>(10) 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p> <p>(11) 放射線業務従事者について使用規則第2条の11の5第1項第1号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。</p> <p>(12) 前各号のほか、使用施設等に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>2 試験部長及び安全管理部長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し社長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所</p> <p>(2) 状況及び発生に際して採った処置</p> <p>(3) 原因</p> <p>(4) その後の対策及び処置</p> <p>(5) その他、必要な事項</p> <p>附 貝 貝</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規定は、認可日以降、社長が定める日から施行する。</p>	<p>(6) 記載の適正化</p> <p>(6) 記載の適正化</p> <p>(6) 記載の適正化</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>(沿革)</p> <p>制定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改定 平成 12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成 12年 12月 27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改定 平成 13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改定 平成 13年 12月 27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改定 平成 15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改定 平成 15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改定 平成 15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改定 平成 16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改定 平成 17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改定 平成 21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改定 平成 22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改定 平成 26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改定 平成 27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成 27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改定 平成 28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成 28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改定 平成 29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成 29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改定 平成 30年 月 日</p> <p>【認可日 平成 30年 月 日 (認可番号 原規規発第 号)】</p>	<p>(沿革)</p> <p>制定 平成 2年 10月 1日 (認可番号 2安(核規)第611号)</p> <p>改定 平成 3年 1月 7日 (認可番号 2安(核規)第831号)</p> <p>改定 平成 4年 6月 15日 (認可番号 4安(核規)第356号)</p> <p>改定 平成 6年 1月 20日 (認可番号 5安(核規)第847号)</p> <p>改定 平成 9年 5月 26日 (認可番号 9安(核規)第65号)</p> <p>改定 平成 12年 6月 15日 (認可番号 12安(核規)第570号)</p> <p>全面改定 平成 12年 12月 27日 (認可番号 12安(核規)第783号)</p> <p>改定 平成 13年 3月 29日 (認可番号 12機文科科第30号)</p> <p>改定 平成 13年 12月 27日 (認可番号 13機文科科第61号)</p> <p>改定 平成 15年 3月 10日 (認可番号 14機文科科第52号)</p> <p>改定 平成 15年 5月 14日 (認可番号 15機文科科第3号)</p> <p>改定 平成 15年 7月 31日 (認可番号 15機文科科第23号)</p> <p>改定 平成 16年 4月 14日 (認可番号 15機文科科第83号)</p> <p>改定 平成 17年 4月 21日 (認可番号 16機文科科第67号)</p> <p>改定 平成 21年 8月 26日 (認可番号 21機文科科第6018号)</p> <p>改定 平成 22年 9月 22日 (認可番号 22受文科科第5125号)</p> <p>改定 平成 26年 4月 28日 (認可番号 原規規発第1404256号)</p> <p>改定 平成 27年 9月 1日</p> <p>【認可日 平成 27年 8月 5日 (認可番号 原規規発第15080519号)】</p> <p>改定 平成 28年 4月 1日</p> <p>【認可日 平成 28年 3月 31日 (認可番号 原規規発第16033136号)】</p> <p>改定 平成 29年 9月 4日</p> <p>【認可日 平成 29年 8月 24日 (認可番号 原規規発第1708241号)】</p> <p>改定 令和 2年 月 日</p> <p>【認可日 令和 2年 月 日 (認可番号 原規規発第 号)】</p>	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前						変更後						理由		
別表第1の2 保安教育						別表第1 保安教育						(6)記載の適正化		
(1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育						(1) 使用施設に係る業務を行う者の保安教育								
対象者		使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線管理及び安全管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度	対象者		使用等の業務に従事する従業員	付帯設備の運転保守に従事する従業員	放射線管理及び安全管理に従事する従業員	役員及びその他の従業員	頻度	
項目							項目							
保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請		○	○	○	○	1回/年及び改正の都度	保安規定、関連法令及び核燃料物質使用許可申請		○	○	○	○	1回/年及び改正の都度	
使用施設等の構造、性能及び操作	安全管理に関する基本的事項	○	○	○	○	1回/年	使用施設等の構造、性能及び操作	安全管理に関する基本的事項	○	○	○	○	1回/年	
	施設及び設備に係わる事項(付帯施設及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-	1回/年		施設及び設備に係わる事項(付帯施設及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-	1回/年	
	付帯設備に係る事項	-	○	-	-	1回/年		付帯設備に係る事項	-	○	-	-	1回/年	
	放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-	1回/年		放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-	1回/年	
放射線管理		○	○	○	-	1回/年	放射線管理		○	○	○	-	1回/年	
核燃料物質等の取扱(臨界管理を含む)		○	-	○	-	1回/年	核燃料物質等の取扱(臨界管理を含む)		○	-	○	-	1回/年	
非常時の措置		○	○	○	○	1回/年	非常時の措置		○	○	○	○	1回/年	
時間数		7時間以上	5時間以上	7時間以上	2時間以上		時間数		7時間以上	5時間以上	7時間以上	2時間以上		
注 ○:対象 -:対象外						注 ○:対象 -:対象外								
(2) 放射線業務従事者の指定教育						(2) 放射線業務従事者の指定教育								
項目		時間数	実施すべき場合				項目		時間数	実施すべき場合				
1. 放射線の人体に与える影響		30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき				1. 放射線の人体に与える影響		30分間以上	その者を放射線業務従事者に指定しようとするとき				
2. 設備、機器及び核燃料物質等の安全取扱い		4時間以上												
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び関係法令		1時間以上												
4. 核燃料物質使用施設保安規定		30分間以上												
(3) 緊急作業要員の教育						(3) 緊急作業要員の教育								
項目		時間数	実施すべき場合				項目		時間数	実施すべき場合				
1. 緊急作業の方法に関する知識(放射線防護措置の教育含む)		3時間以上	その者を緊急作業要員に選定するとき				1. 緊急作業の方法に関する知識(放射線防護措置の教育含む)		3時間以上	その者を緊急作業要員に選定するとき				
2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識		2時間以上												
3. 放射線の人体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識		1時間以上												
4. 関係法令		30分間以上												

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
別表第2 保安訓練 (略)	別表第2 保安訓練 (変更なし)	
別表第3 災害の防止上特に管理を必要とする設備 (略)	別表第3 災害の防止上特に管理を必要とする設備 (変更なし)	
別表第3の2 乾式貯蔵試験設備の取扱い方法及び安全上の措置 (略)	別表第3の2 乾式貯蔵試験設備の取扱い方法及び安全上の措置 (変更なし)	
別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限 (略)	別表第4 質量管理及び形状管理に係る核的制限 (変更なし)	
別表第5 年間予定使用量 (略)	別表第5 年間予定使用量 (変更なし)	
別表第6 安全装置の作動条件 (略)	別表第6 安全装置の作動条件 (変更なし)	
別表第7 警報装置の種類 (略)	別表第7 警報装置の種類 (変更なし)	
別表第7の2 放射線モニタの警報設定値 (略)	別表第7の2 放射線モニタの警報設定値 (変更なし)	
別表第8 表面密度の基準 (略)	別表第8 表面密度の基準 (変更なし)	
別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定 (略)	別表第9 管理区域内における線量当量率等の測定 (変更なし)	
別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定 (略)	別表第10 周辺監視区域内外における線量当量率等の測定 (変更なし)	
別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定 (略)	別表第11 外部及び内部被ばくによる線量の測定 (変更なし)	
別表第12 放射線測定器 (略)	別表第12 放射線測定器 (変更なし)	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			理 由
別表第13 巡視点検			別表第13 (削除)			(I)原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
区 分	設 備 名 等	点 検 項 目				
ホット試験室長の所掌するもの	プール	プールの水位が正常であること				
		ライニング等の外観に異常のないこと				
	セル	セル負圧指示値が正常であること				
		インセルモニタ指示値の確認				
		セルインターロック表示が正常であること				
	フード、グローブボックス	吸気のあること				
		差圧計指示値が正常であること				
乾式貯蔵試験設備	試験容器、貯蔵架台、作業架台の外観に異常がないこと					
施設管理グループ長の所掌するもの	気体廃棄設備	表示灯、計器、機器温度およびベルト等が正常であること				
		フィルタの差圧が正常であること				
	液体廃棄設備	水位計の指示値が正常であること				
		操作盤等の表示が正常であること				
		貯留槽、機器等の外観が正常であること				
	非常用電源設備	表示灯が正常であること				
		メータ等の指示値が正常であること				

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前			変 更 後			理 由
別表第14 定期的な自主検査 (1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備			別表第14 (削除)			(I) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
区分	設備名等	検査項目				
ホット試験室長の所掌するもの	プ ー ル	(1) プール水循環精製装置の点検と漏えい点検 (2) 水位計の水位低下警報の作動試験 (3) ブリッジクレーンの点検と作動試験 (4) ローディング装置の点検と作動試験 (5) 燃料貯蔵ラック及び試験後試片保管ラックの形状点検				
	セ ル	(1) 負圧計の負圧警報の作動試験 (2) 背面原とインセルモニタとのインターロック作動試験 (3) セルの遮蔽構造物の健全性点検				
	乾式貯蔵試験設備	(1) 試験容器、貯蔵架台、作業架台の外観点検 (2) 圧力監視部の漏えい点検				
施設管理グループ長の所掌するもの	気体廃棄設備	(1) 電気設備の絶縁抵抗測定 (2) フィルタ装置の性能試験 (3) 風量測定 (4) 機器等の作動試験				
	液体廃棄設備	(1) 電気設備の絶縁抵抗測定 (2) 機器等の作動試験 (3) 配管及びバルブ等の漏えい点検				
	非常用電源設備	(1) 電気設備の絶縁抵抗測定 (2) 非常用電源の起動試験				
	建家、排気筒	(1) 建屋の外観点検と健全性評価 (2) 排気筒の外観点検				
管理課長の所掌するもの	セル内消火設備	外観、配置、員数と機能点検				
	通報連絡設備	電気機器の点検と通報試験				
(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器						
区分	設備名等	検査項目				
ホット試験室長の所掌するもの	セ ル	負圧計の点検校正				
放射線管理グループ長の所掌するもの	放射線測定器	(1) 別表第12に掲げる放射線測定器の点検校正 (2) インセルモニタの点検校正				

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由																
<p>別表第15 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1" data-bbox="239 378 846 1276"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 378 497 459">貯 蔵 設 備 の 名 称</th> <th data-bbox="497 378 846 459">最 大 収 納 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 459 497 576">燃料貯蔵ラック</td> <td rowspan="5" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 576 497 665">試験後試片保管ラック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 665 497 756">試験後試片用 ストレージピット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 756 497 1187">未照射核燃料の貯蔵箱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="239 1187 497 1276">微小試片の貯蔵箱</td> </tr> </tbody> </table>	貯 蔵 設 備 の 名 称	最 大 収 納 量	燃料貯蔵ラック		試験後試片保管ラック	試験後試片用 ストレージピット	未照射核燃料の貯蔵箱	微小試片の貯蔵箱	<p>別表第13 貯蔵施設の最大収納量</p> <table border="1" data-bbox="1229 381 1834 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="1229 381 1487 462">貯 蔵 設 備 の 名 称</th> <th data-bbox="1487 381 1834 462">最 大 収 納 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1229 462 1487 579">燃料貯蔵ラック</td> <td rowspan="5" style="border: 2px solid black;"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 579 1487 668">試験後試片保管ラック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 668 1487 759">試験後試片用 ストレージピット</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 759 1487 1190">未照射核燃料の貯蔵箱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1229 1190 1487 1279">微小試片の貯蔵箱</td> </tr> </tbody> </table>	貯 蔵 設 備 の 名 称	最 大 収 納 量	燃料貯蔵ラック		試験後試片保管ラック	試験後試片用 ストレージピット	未照射核燃料の貯蔵箱	微小試片の貯蔵箱	<p>(6) 記載の適正化</p>
貯 蔵 設 備 の 名 称	最 大 収 納 量																	
燃料貯蔵ラック																		
試験後試片保管ラック																		
試験後試片用 ストレージピット																		
未照射核燃料の貯蔵箱																		
微小試片の貯蔵箱																		
貯 蔵 設 備 の 名 称	最 大 収 納 量																	
燃料貯蔵ラック																		
試験後試片保管ラック																		
試験後試片用 ストレージピット																		
未照射核燃料の貯蔵箱																		
微小試片の貯蔵箱																		

□ で囲った箇所は核物質防護情報又は商業機密が含まれているため、非公開とします。

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由												
<p>別表第1.6 気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設等名</th> <th>期 間</th> <th>排気口における放射性物質の放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ホットラボ施設排気筒</td> <td>1年間</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設等名	期 間	排気口における放射性物質の放出量 (GBq)	燃料ホットラボ施設排気筒	1年間		<p>別表第1.4 気体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設等名</th> <th>期 間</th> <th>排気口における放射性物質の放出量 (GBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ホットラボ施設排気筒</td> <td>1年間</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設等名	期 間	排気口における放射性物質の放出量 (GBq)	燃料ホットラボ施設排気筒	1年間		(6)記載の適正化
使用施設等名	期 間	排気口における放射性物質の放出量 (GBq)												
燃料ホットラボ施設排気筒	1年間													
使用施設等名	期 間	排気口における放射性物質の放出量 (GBq)												
燃料ホットラボ施設排気筒	1年間													
<p>別表第1.7 液体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設等名</th> <th>期 間</th> <th>排水口における放射性物質の放出量 (MBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ホットラボ施設廃水処理棟</td> <td>1年間</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設等名	期 間	排水口における放射性物質の放出量 (MBq)	燃料ホットラボ施設廃水処理棟	1年間		<p>別表第1.5 液体廃棄物の放出管理目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用施設等名</th> <th>期 間</th> <th>排水口における放射性物質の放出量 (MBq)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料ホットラボ施設廃水処理棟</td> <td>1年間</td> <td style="border: 2px solid black;"></td> </tr> </tbody> </table>	使用施設等名	期 間	排水口における放射性物質の放出量 (MBq)	燃料ホットラボ施設廃水処理棟	1年間		(6)記載の適正化
使用施設等名	期 間	排水口における放射性物質の放出量 (MBq)												
燃料ホットラボ施設廃水処理棟	1年間													
使用施設等名	期 間	排水口における放射性物質の放出量 (MBq)												
燃料ホットラボ施設廃水処理棟	1年間													

□で囲った箇所は核物質防護情報又は商業機密が含まれているため、非公開とします。

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前					変更後					理由
別表第1S 核燃料物質の使用等に関する記録 (I) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録					別表第1G 核燃料物質の使用等に関する記録 (1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録					(6) 記載の適正化
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (2) 組織名称の一部変更
1. 施設検査の記録 法第55条の2第1項の規定による検査の結果	検査の都度	安全管理室長	安全管理室長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	試験部長	試験部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度 (連続して排気又は排水する場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	試験部長	試験部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	
(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に1回(左欄に掲げる当該1年間に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率(イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	
(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間の線量にあっては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	
(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ば	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ						

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変更前					変更後					理由
<p>くの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p> <p>(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	運搬の都度	ホット試験室長	安全管理室長	1年間	<p>までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</p> <p>(ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</p> <p>(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</p> <p>(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</p> <p>(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</p> <p>(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</p> <p>(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	(2) 組織名称の一部変更
	廃棄の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間		その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	
	封入又は固型化の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間		その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(ニ)に同じ	
	3. 保守記録	毎日1回	ホット試験室長及び施設管理グループ長	ホット試験室長及び施設管理グループ長		1年間	運搬の都度	ホット試験室長	安全管理部長	
(イ) 使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	修理の都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	1年間	廃棄の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更	
(ロ) 使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名				1年間						
(ハ) 使用施設等の定期的な自主検査の結果	検査の都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	ホット試験室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	
4. 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	1年間	3. 操作記録	その都度	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	ホット試験室長、放射線管理グループ長、施設管理グループ長及び管理課長	1年間	
					(イ) 警報装置から発せられた警報の内容*					

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前					変 更 後					理 由
5. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の時	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	(6) 記載の適正化 (2) 組織名称の一部変更 (2) 組織名称の一部変更 (2) 組織名称の一部変更 (2) 組織名称の一部変更
(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	
(ハ) 事故の原因	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	
(ニ) 事故後の処置	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	試験部長及び安全管理室長	試験部長及び安全管理室長	使用の廃止までの期間	
6. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	試験部長	試験部長	3年間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	試験部長	試験部長	3年間	(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	
(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	試験部長	試験部長	3年間	
7. 品質保証計画 (イ) 保安品質保証計画書	策定及び改定の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	次の改定の後3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	

* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。

検査, 点検, 保守, 工事, 訓練及び設備の起動・停止に伴う異常ではないことが明らかな警報発報を除く。

(2) その他の記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
1. 放射線作業計画の記録 (イ) 核燃料物質の取扱計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ロ) 安全装置の解除計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ハ) 作業計画 (非定常作業)	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ニ) 放射線作業計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間

* 核燃料物質使用許可申請書に記載された警報発報について記録を行う。

検査, 点検, 保守, 工事, 訓練及び設備の起動・停止に伴う異常ではないことが明らかな警報発報を除く。

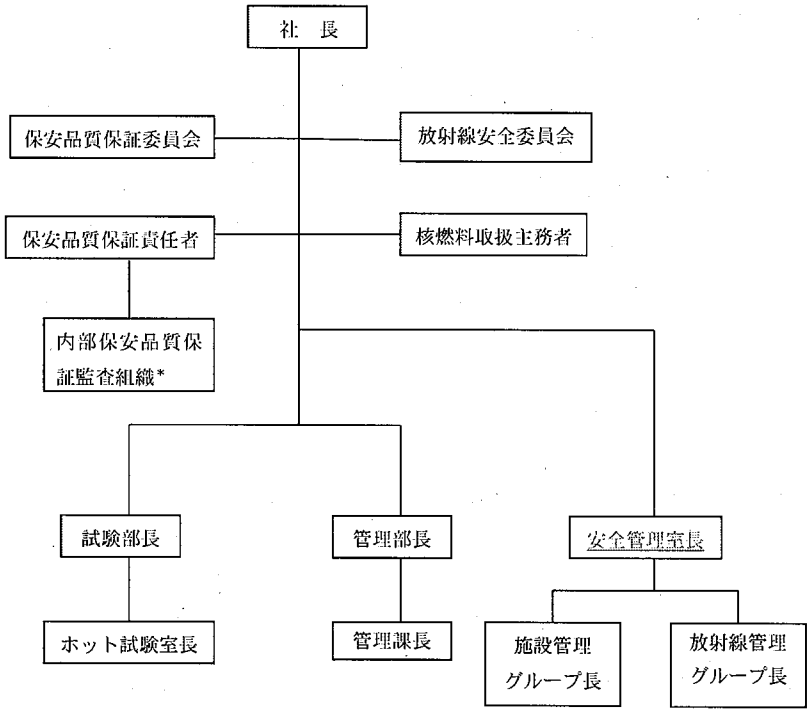
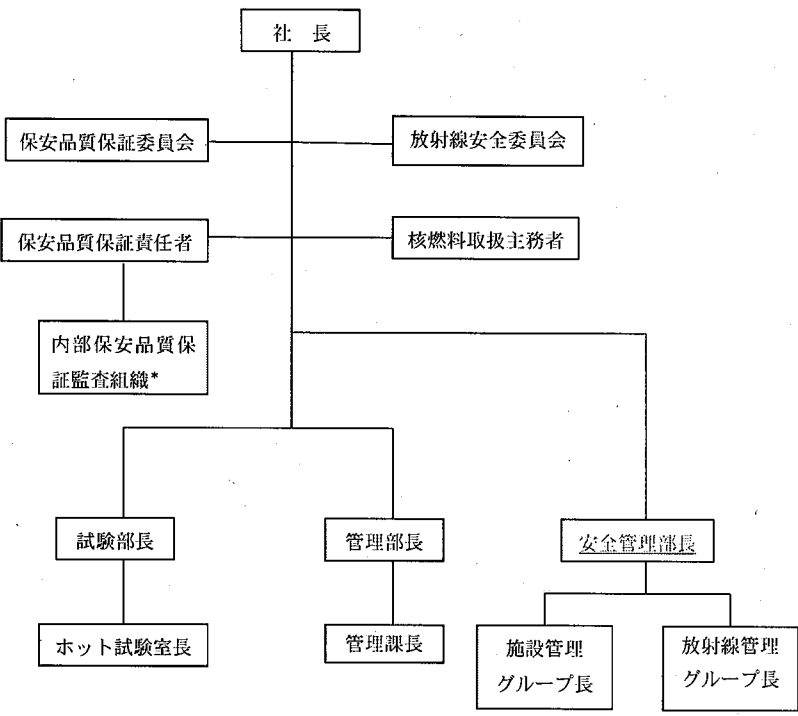
(2) その他の記録

記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間
1. 放射線作業計画の記録 (イ) 核燃料物質の取扱計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ロ) 安全装置の解除計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ハ) 作業計画 (非定常作業)	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間
(ニ) 放射線作業計画	計画の都度	ホット試験室長	ホット試験室長	1年間

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前					変 更 後					理 由
2. 保守点検 (イ) 使用施設の改造の状況	改造の都度	ホット試験 室長	ホット試験 室長	1年間	2. 保守点検 (イ) 使用施設の改造の状況	改造の都度	ホット試験 室長	ホット試験 室長	1年間	(2) 組織名称の一部変更 (2) 組織名称の一部変更 (2) 組織名称の一部変更
3. 放射線管理記録 (イ) 放射線業務従事者の指定及び解除の状況	指定及び解除の 都度	放射線管理 グループ長	放射線管理 グループ長	5年間	3. 放射線管理記録 (イ) 放射線業務従事者の指定及び解除の状況	指定及び解除の 都度	放射線管理 グループ長	放射線管理 グループ長	5年間	
(ロ) 核燃料物質の移動の状況	移動の都度	ホット試験 室長	安全管理室 長	1年間	(ロ) 核燃料物質の移動の状況	移動の都度	ホット試験 室長	安全管理部 長	1年間	
(ハ) 核燃料物質の受渡しの状況	受渡しの都度	ホット試験 室長	安全管理室 長	1年間	(ハ) 核燃料物質の受渡しの状況	受渡しの都度	ホット試験 室長	安全管理部 長	1年間	
(ニ) 周辺監視区域内において運搬した核燃料物質等の状況	運搬の都度	ホット試験 室長	安全管理室 長	1年間	(ニ) 周辺監視区域内において運搬した核燃料物質等の状況	運搬の都度	ホット試験 室長	安全管理部 長	1年間	

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>別図第1 保安及び保安品質保証に関する組織</p>  <pre> graph TD S[社長] --- A[保安品質保証委員会] S --- B[放射線安全委員会] S --- C[保安品質保証責任者] S --- D[核燃料取扱主務者] S --- E[内部保安品質保証監査組織*] S --- F[試験部長] S --- G[管理部長] S --- H[安全管理室長] F --- I[ホット試験室長] G --- J[管理課長] H --- K[施設管理グループ長] H --- L[放射線管理グループ長] </pre> <p>* 内部保安品質保証監査組織は監査時に随時設置する。</p>	<p>別図第1 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>  <pre> graph TD S[社長] --- A[保安品質保証委員会] S --- B[放射線安全委員会] S --- C[保安品質保証責任者] S --- D[核燃料取扱主務者] S --- E[内部保安品質保証監査組織*] S --- F[試験部長] S --- G[管理部長] S --- H[安全管理部長] F --- I[ホット試験室長] G --- J[管理課長] H --- K[施設管理グループ長] H --- L[放射線管理グループ長] </pre> <p>* 内部保安品質保証監査組織は監査時に随時設置する。</p>	<p>(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>(2) 組織名称の一部変更</p>

保安規定変更認可申請書 新旧対照表

変 更 前	変 更 後	理 由
<p>別図第2 燃料ホットラボ施設に係る管理区域 (略)</p> <p>別図第3 周辺監視区域 (略)</p> <p>別図第4 環境線量の測定点 (略)</p>	<p>別図第2 燃料ホットラボ施設に係る管理区域 (変更なし)</p> <p>別図第3 周辺監視区域 (変更なし)</p> <p>別図第4 環境線量の測定点 (変更なし)</p>	